

第 1 1 回日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

日時 : 令和 4 年 5 月 3 0 日 (月) 15 時 15 分 ~ 16 時 15 分

場所 : Web 会議

(日野川河川事務所 別館 2 階 第 1 会議室で取材対応)

議 事 次 第

1. 挨拶

- ・国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所長

2. 議事

- (1) 規約改正について
- (2) 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく取組について
- (3) 鳥取地方気象台からのお知らせ
- (4) 日野川河川事務所からのお知らせ
- (5) 意見交換

資料1-1 日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 規約

資料2-1 令和3年度の主な取組内容

資料2-2 取組項目におけるスケジュール(日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会) 令和3~7年度

資料3-1 鳥取気象台からの情報提供

資料4-1 日野川河川事務所からの情報提供資料

資料4-2 先進的な取組事例のURL集

資料4-3 参考資料

第11回 日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

出席者

(委員)

米子市	佐小田 防災安全監(代理)
日吉津村	中田 村長
南部町	田中 総務課防災監(代理)
伯耆町	森安 町長
国土交通省日野川河川事務所	大塚 所長
国土交通省倉吉河川国道事務所	福嶋 保全対策官(代理)
気象庁鳥取地方気象台	弘田 台長
鳥取県危機管理局	水中 局長
鳥取県西部総合事務所米子県土整備局	池田 局長

(事務局)

国土交通省日野川河川事務所	岡崎 副所長
	稲田 事業対策官
	河村 調査設計課長

日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づき組織することとし「日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

※この協議会で対象とする日野川水系とは、一級水系日野川のうち、日野川、法勝寺川を示す。

(目的)

第2条 日野川水系における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する市や県、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の実施事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 2 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る取組状況等の共有
- 3 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有
- 4 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- 5 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。ただし、必要に応じ委員を追加することができる。

- 2 協議会は、前項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる委員をもって構成する。ただし、必要に応じ委員を追加することができる。
- 3 幹事会は、前項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(ダム洪水調節機能部会)

第6条 日野川水系における既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた取組にあたり必要となる治水協定等について協議を行うため、日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会ダム洪水調節機能部会（以下「ダム部会」と言う。）を置く。

2 ダム部会は、ダム洪水調節機能部会設置要綱に基づき、会議運営を行うものとする。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、中国地方整備局日野川河川事務所及び鳥取県県土整備部河川課が共同で行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成28年	7月	6日から施行する。	(第1回協議会の日)
平成29年	5月19日	一部改正	(第3回協議会の日)
平成29年11月16日	一部改正		(第4回協議会の日)
平成30年	5月15日	一部改正	(第5回協議会の日)
令和2年	5月28日	一部改正	(第8回協議会の日)
令和3年	6月3日	一部改正	(第10回協議会の日)
令和4年	5月30日	一部改正	(第11回協議会の日)

日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 委員

(委員)	米子市長
	南部町長
	伯耆町長
	日吉津村長
	鳥取県 危機管理局長
	鳥取県西部総合事務所 米子県土整備局長
	気象庁 鳥取地方气象台長
	国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所長
	国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所長
(事務局)	鳥取県県土整備部 河川課
	国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所

日野川水系大規模氾濫時の減災対策幹事会 委員

(委員)	米子市	防災安全課長
	米子市	道路整備建設課長
	南部町	防災監
	伯耆町	総務課長
	伯耆町	地域整備課長
	日吉津村	総務課長
	鳥取県	危機管理局 副局長
	鳥取県	西部総合事務所 計画調査課長
	気象庁	鳥取地方气象台 防災管理官
	国土交通省中国地方整備局	倉吉河川国道事務所 道路副所長
	国土交通省中国地方整備局	日野川河川事務所 河川副所長
(事務局)	鳥取県県土整備部	河川課
	国土交通省中国地方整備局	日野川河川事務所

日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会ダム洪水調節機能部会

設置要綱

(目的)

第1条 「日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会ダム洪水調節機能部会」(以下「ダム部会」という。)は、河川法(昭和39年法律第167号)第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として設置するものであり、ダム部会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

(ダム部会の実施事項)

第2条 ダム部会は、次の事項を実施する。

- 1 事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに必要な協議。
- 2 河川管理者と対象ダムとの間の情報網の整備に必要な協議。
- 3 事前放流の実施に必要となるダムの操作の操作規程等への反映に必要な協議。
- 4 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 5 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
- 6 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

(ダム部会の対象ダム)

第3条 ダム部会は、日野川水系における、菅沢ダム、賀祥ダム、朝鍋ダム、下蚊屋ダム、大宮ダム、俣野川ダムを対象とする。

(ダム部会の構成)

第4条 ダム部会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 ダム部会は、必要に応じて別表1の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 ダム部会は、原則非公開とする。

(ダム部会資料等の公表)

第6条 ダム部会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。

ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、ダム部会の了解を得て公表しないものとする。

2 ダム部会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

3 ダム部会の結果を日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会に報告するものとする。

(事務局)

第7条 ダム部会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、鳥取県県土整備部河川課及び中国地方整備局日野川河川事務所が務める。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ダム部会の運営に関し必要な事項については、ダム部会で定めるものとする。

(附則) 本要綱は、令和2年5月27日から施行する。

令和3年10月29日 一部改正

別表 1

日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会ダム洪水調節機能部会

(構成員)

米川土地改良区理事長

大山山麓地区土地改良区連合理事長

中国電力株式会社 東部水力センター所長 米子市水道局 計画課長

鳥取県企業局 工務課長

江府町 産業建設課長

米子市 防災安全監

伯耆町 地域整備課長 大山町 農林水産課長

鳥取県県土整備部 米子県土整備局 河川砂防課長

農林水産省中国四国農政局中国土地改良調査管理事務所長

気象庁 鳥取地方气象台 防災管理官

国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所長

(事務局)

鳥取県 県土整備部 河川課

国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所

令和3年度の主な取組内容

米子市	・	・	・	・	・	・	p.1
南部町	・	・	・	・	・	・	p.3
鳥取県	・	・	・	・	・	・	p.4
日野川河川事務所	・	・	・				p.6

第11回 日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

・(日野川の水害リスクを踏まえ)大規模氾濫を想定した自衛水防の講習会や訓練の実施

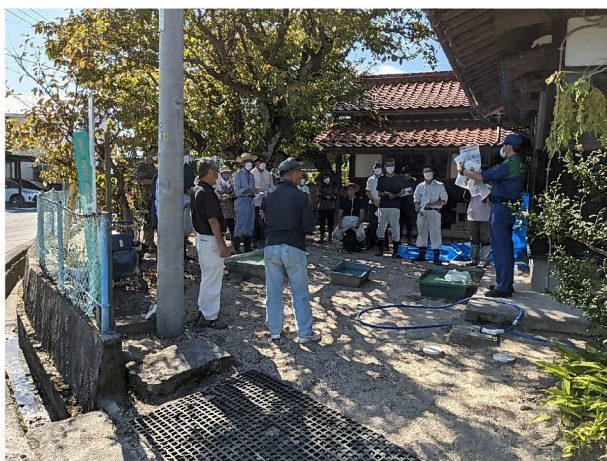
巖地区二本木公民館における浸水防止訓練の実施

- 米子市巖地区内の二本木自治会において、ハザードマップ等資料により想定状況及び避難要領を説明、また、身近なもので出来る浸水防止策として実際に吸水土のうを作成し、浸水防止訓練を行いました。

日 時：令和3年10月10日

参加者：30名（男性17名、女性9名、子ども4名）

場 所：二本木公民館前



集合説明



吸水土のう作成
(水につけて作成)



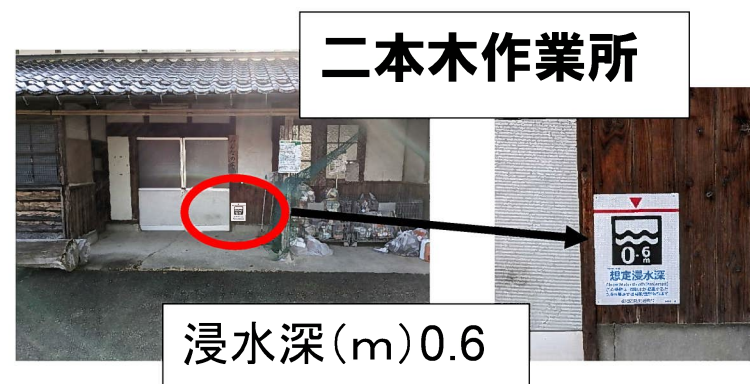
・**巖公民館防災対策部(巖地区自主防災連合組織)による浸水想定ライン表示板設置**

➤ 巖地区内の公民館など主要な建物に浸水想定ライン表示板を設置しました。

日 時：令和3年12月から

設置場所：巖公民館、二本木作業所、二本木公民館

実施内容：米子市巖地区において令和3年10月11日に地区防災活動に携わる自主防災連合の組織を設立し、令和4年4月1日から施行となった。(構成員本部長1名、各自治会男女各1名計24名)活動として12月にハザードマップの見える化として浸水想定ライン表示板3箇所を設置した。



・気象観測・情報提供サービス「ポテカ」の導入

- 令和3年7月豪雨以降、南部町内の雨量観測局は国管理2ヶ所、県管理3ヶ所あるが、この豪雨の中心となった北部地域に観測局がないため導入しました。
- 無料スマートフォンアプリ「My POTEKA」で、誰でも情報が閲覧できます。



■天津交流センター



■大国田園スクエア

「POTEKA情報」の表示例



令和3年7月豪雨 累計雨量

○天萬	522mm	線状降水帯の影響
○法勝寺	348mm	
○中	285mm	
○大木屋	244mm	
○東上	303mm	

線状降水帯の影響を一番受けた東西町、天津地区の観測雨量が解らない



■えんがーの富有
令和3年7月豪雨では、
○天津地区(柏尾、谷川)
○ 東西町
○ 天萬地区
に避難指示を発令した。

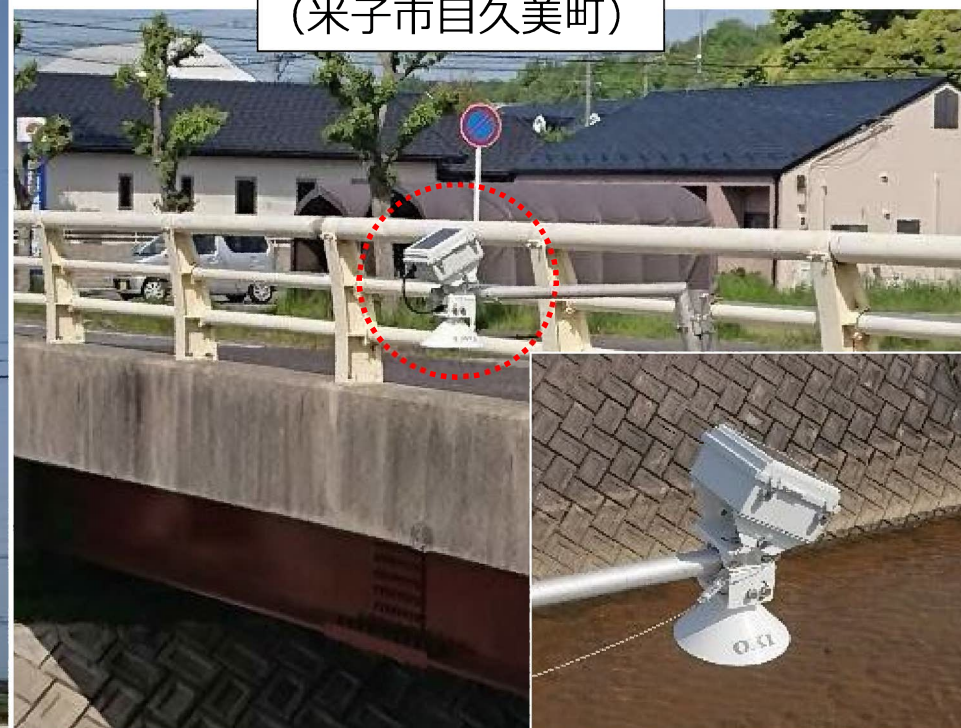
・洪水に対しリスクの高い箇所を監視する危機管理型水位計(簡易水位計)やCCTV等の整備・公表

- 河川背後地の状況や簡易浸水想定の結果等を踏まえ、河川監視カメラを継続して設置中。
R3年度は4箇所増設。
- 重要水防区域や溢水の恐れのある箇所、溢水により市役所、役場が浸水する恐れのある箇所等に、水位計を継続して設置中。R3年度は3箇所増設。

【河川監視カメラ】
宇田川
(米子市淀江町)



【危機管理型水位計】
加茂川放水路
(米子市目久美町)



・小中学校などと連携した日野川水系の洪水の特徴を踏まえた防災教育の拡充

- 教育委員会、他機関と連携を図りながら防災意識向上に向けた「防災教育」や、河川の役割を理解してもらう「河川(砂防)学習会」を実施しています。
- 令和3年度は八郷小学校(伯耆町)で防災教育、会見小学校(南部町)で砂防学習会を実施しました。



R3 会見小(防災教育)



・小中学校などと連携した日野川水系の洪水の特徴を踏まえた水害(防災)教育の拡充

- 令和3年9月15日(水) 米子市立車尾(くずも)小学校において、小学4年生3クラスの児童へ向けた出前講座「水防災学習」を実施しました。
- 今回の学習では、車尾小学校校区の全域が浸水域にあることから、ハザードマップを使って日野川・法勝寺川が氾濫するとどのくらい浸水するか。どこに避難するか。を確認し、「逃げる」ことが重要だと理解してもらいました。
- この日は、台風14号が接近しつつあったので、インターネットを使ってどのような情報が見られるかを実際に見てもらい、マイ・タイムライン作成ツール「逃げキッド」を使って、予め作っておくと避難するときに慌てなくて良いことを理解してもらいました。
- 児童からは、どのように検索すればいいか?などの質問がでる等、熱心さが伝わってきました。

講義の様子



4年1組

4年3組



米子市洪水
ハザードマップ
(米子市西部)

逃げキッド



4年2組



車尾小学校で実施した水防災学習の様子(令和3年9月15日)

・小中学校などと連携した日野川水系の洪水の特徴を踏まえた水害(防災)教育の拡充

- 令和3年10月25日(月) 伯耆町岸本保健福祉センターにおいて、伯耆町岸本・溝口赤十字奉仕団のみなさまへ向けて、防災に関する出前講座を伯耆町と合同で実施しました。
- 今回の出前講座は、伯耆町の岸本と溝口の赤十字奉仕団の合同研修会として依頼があったもので、30名の参加のもと、当方からは日野川の洪水被害、近年の出水状況、重要水防箇所、ダムの洪水調節の仕組み、マイタイムライン、情報の入手方法等防災全般について、伯耆町からはハザードマップについて説明しました。
- 平成30年9月に伯耆町溝口水位観測所の水位が氾濫危険水位を超えたことや、町内には想定浸水深が5mを超える箇所があることから、早めの避難が重要であり、今一度自宅位置をハザードマップで確認することと、マイタイムラインの作成をお願いしました。



伯耆町で実施した出前講座の様子（令和3年10月25日）

・小中学校などと連携した日野川水系の洪水の特徴を踏まえた水害(防災)教育の拡充

- 令和3年12月6日(月) 伯耆町岸本保健福祉センターで開催された伯耆町社会福祉協議会主催の「支え愛マップ作成集落研修会及び意見交換会」で、防災に関する出前講座として伯耆町と合同で実施しました。
- 今回の出前講座は、伯耆町の岸本、吉定、立岩、上細見の4地区で支え愛マップ作成に携わる方々に対し、当方からは日野川の近年の出水状況、マイタイムライン、防災全般について、伯耆町からはハザードマップ、情報の入手方法等について説明しました。
- 今回の参加者は、早めの避難が重要であることを十分に理解されていたため、「浸水ナビ」を使用してハザードマップでは読み切れない具体的な浸水深を確認してもらいました。また、地区単位の支え愛マップの前段に各家庭単位のマイタイムラインの作成もお願いしました。

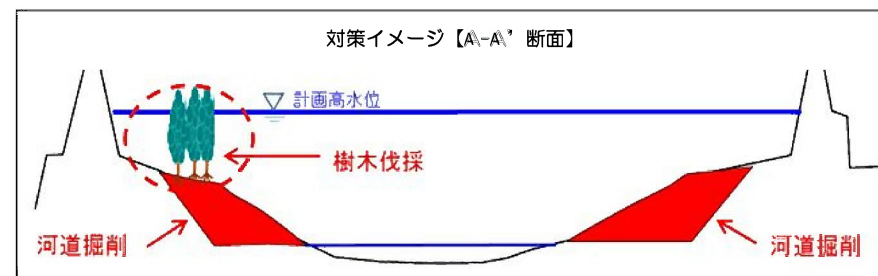


伯耆町で実施した出前講座の様子（令和3年12月6日）

・河道掘削、樹木伐採による河川断面確保対策

- 日野川では氾濫による危険性が特に高い区間において、洪水を安全に流下させるために必要な樹木伐採・河道掘削等を実施しました。

- ・ 日野川河道整備外工事
- ・ 令和2年度日野川立岩地区河道掘削他第2工事
- ・ 令和2年度日野川立岩地区河道掘削他工事



対策前(令和3年9月7日撮影)



対策後(令和4年2月28日撮影)



20

鳥取地方気象台からの情報提供

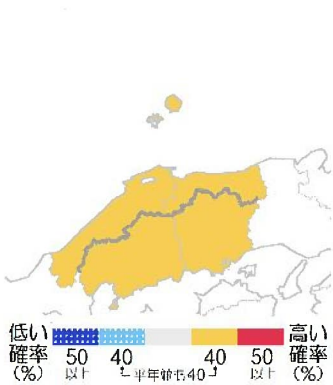
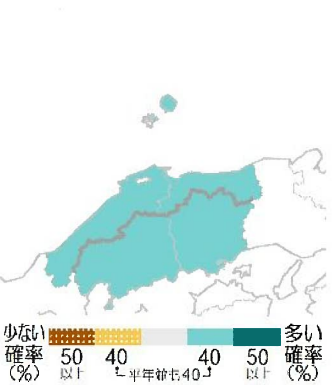
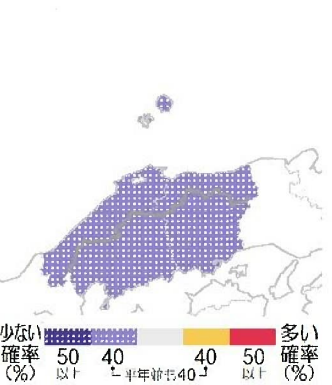
第11回 日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

■令和4年出水期の見通し

向こう1か月の天候の見通し 中国地方（05/28～06/27）

予報のポイント

- ・ 暖かい空気に覆われやすいため、向こう1か月の気温は平年並か高いでしょう。
- ・ 前線や湿った空気の影響を受けやすいため、向こう1か月の降水量は平年並か多く、日照時間は平年並か少ない見込みです。

		平均気温(1か月)	降水量(1か月)	日照時間(1か月)	向こう1か月の平年の降水量	
中国地方	山陰	低20 並40 高40% 平年並か高い見込み	少20 並40 多40% 平年並か多い見込み	少40 並40 多20% 平年並か少ない見込み		降水量(mm)
	山陽		少20 並40 多40% 平年並か多い見込み	少40 並40 多20% 平年並か少ない見込み	鳥取	140.0
					米子	157.8
					境	159.2
		予報期間 5月28日～6月27日				
数値は予想される出現確率(%)です		平均気温(1か月)	降水量(1か月)	日照時間(1か月)		
						

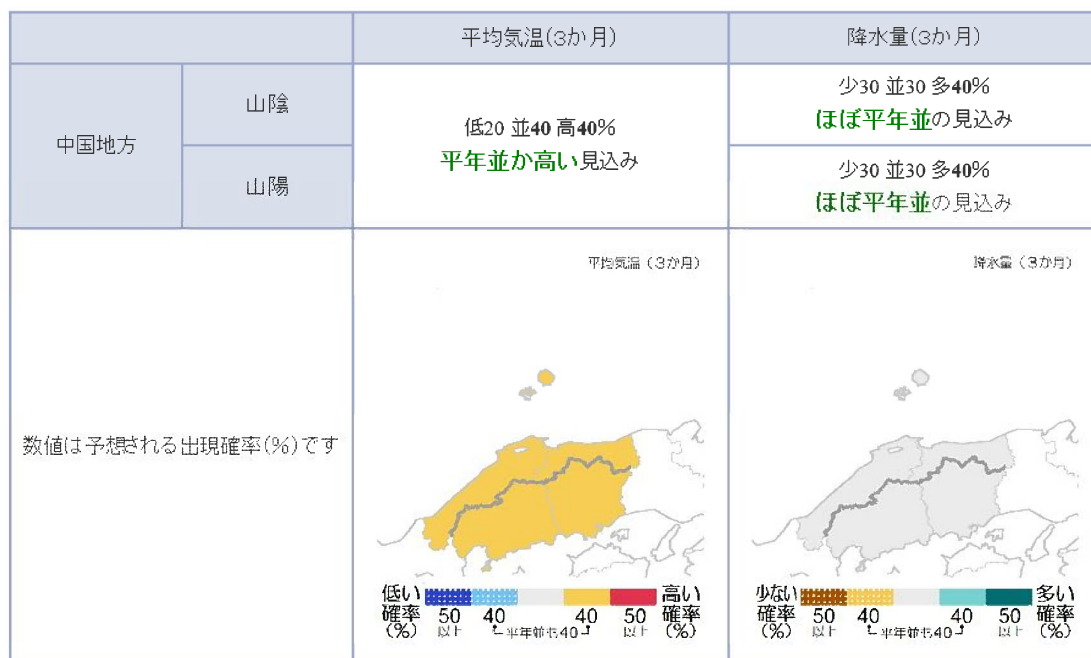
■令和4年出水期の見通し

向こう3か月の天候の見通し 中国地方（06月～08月）

予報のポイント

- ・ 暖かい空気に覆われやすいため、向こう3か月の気温は平年並か高いでしょう。
- ・ 向こう3か月の降水量は、ほぼ平年並でしょう。

3か月の平均気温・降水量



月別の天候	
6月	前線や湿った空気の影響を受けやすく、平年に比べ曇りや雨の日が多いでしょう
7月	期間の前半は、平年と同様に曇りや雨の日が多いでしょう。期間の後半は、平年と同様に晴れの日が多いでしょう。
8月	南からの湿った空気の影響を受けやすい時期があるため、平年に比べ晴れの日が少ないでしょう。

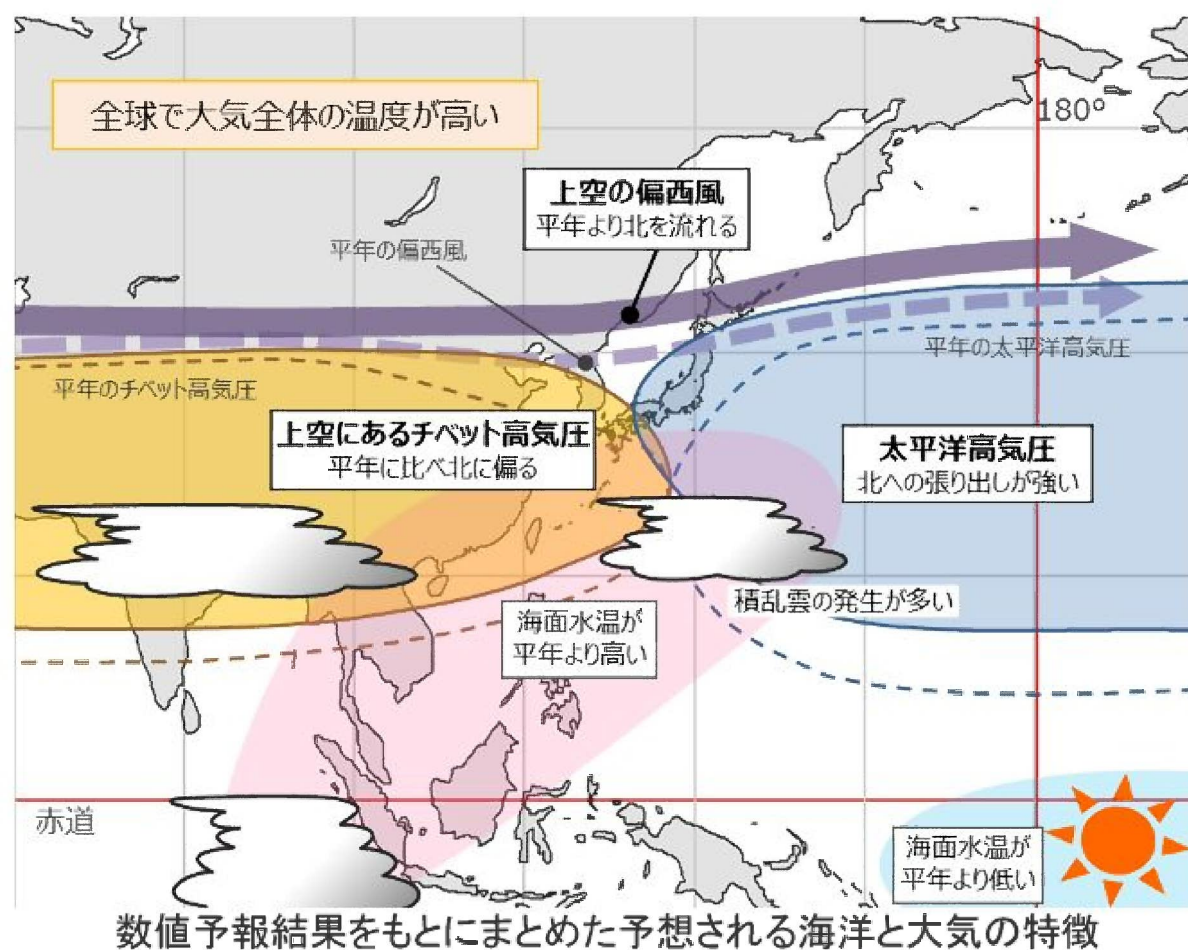
■令和4年出水期の見通し

		降水量 06月	降水量 07月	降水量 08月
中国地方	山陰	少20 並40 多40% 平年並か多い見込み	少40 並30 多30% ほぼ平年並の見込み	少30 並30 多40% ほぼ平年並の見込み
	山陽	少20 並40 多40% 平年並か多い見込み	少40 並30 多30% ほぼ平年並の見込み	少30 並30 多40% ほぼ平年並の見込み
数値は予想される出現確率 (%)です 		降水量 6月	降水量 7月	降水量 8月

平年の降水量 (mm)	6月	7月	8月	6月～8月
鳥取	146.0	188.6	128.6	463.3
倉吉	145.6	191.5	134.3	471.3
米子	169.5	227.2	128.4	525.1

令和4年出水期の見通し

予想される海洋と大気の特徴



ラニーニャ現象の影響で、海面水温は太平洋赤道域の中部から東部では低く、太平洋熱帯域西部では高い見込みです。

アジア大陸南部から日本の南にかけて、積乱雲の発生多いでしょう。

これらの影響により、上空の偏西風はユーラシア大陸から日本の東にかけて平年より北を流れやすい。

チベット高気圧は平年に比べ北に偏り、太平洋高気圧は北への張り出しが強いため、北・東・西日本では暖かい空気に覆われやすい見込みです。

日野川河川事務所からの情報提供資料

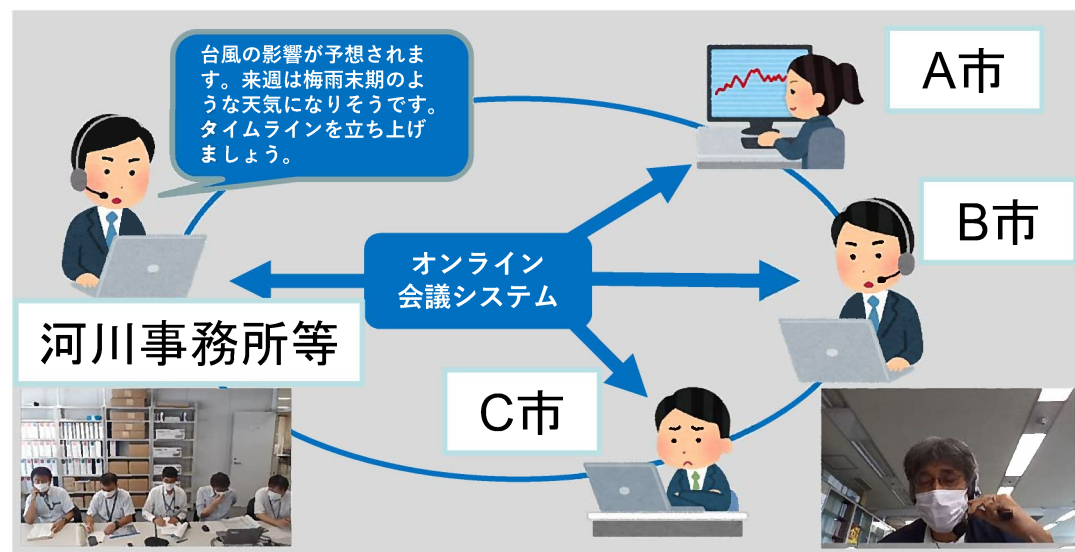
第11回 日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

水害対応タイムライン (TL) の立ち上げ時におけるWEB会議の導入

＜台風接近時等の危機感共有のためWEB会議システムを実施！＞

■タイムライン立ち上げ時にWEB会議システムを活用し危機感を共有。

■台風の影響が予想される数日前にWEB会議を実施。この先一週間程度で、予想される気象災害等の情報を共有し、会議の場で、TL立ち上げ是非の意思決定。



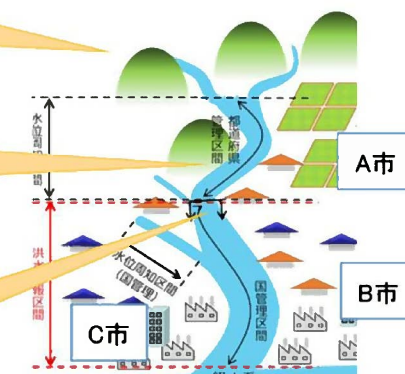
オンライン会議により連携機関と防災情報や危機感の共有

- ・気象台からの今後の見通しを情報共有。
- ・各関係機関における今後の防災体制の予定について共有
- ・同時に情報を共有することでタイムライン立ち上げの見通しも共有することが容易

流域平均の雨量の実況や予測から数日前から警戒感を高める (気象台)

支川等の氾濫のおそれ、土砂災害の危険性について共有 (気象台・都道府県河川・砂防部局)

河川水位の実況や予測から氾濫のおそれを共有 (河川事務所・気象台)



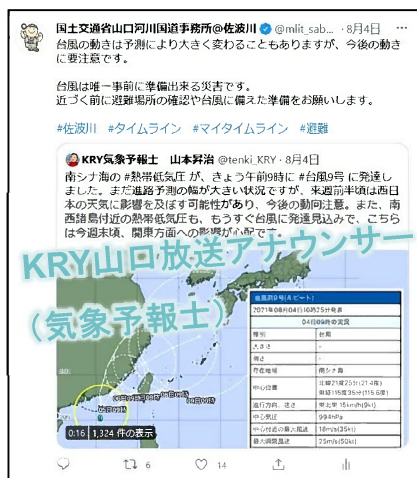
広島県の天気予報（7日先まで）									
2021年08月06日11時 広島地方気象台 発表									
日付		今日 06日(金)	明日 07日(土)	明後日 08日(日)	09日(月)	10日(火)	11日(水)	12日(木)	13日(金)
広島県		曇時々晴 	曇 	曇時々晴 	曇 	曇一時雨 	曇一時雨 	曇 	曇一時雨 
降水確率(%)		-/-/10/10	10/20/30/20	20	40	50	50	40	50
信頼度		-	-	-	B	C	C	C	C
広島 気温 (℃)	最高	36	34	34 (32~36)	33 (30~35)	30 (29~35)	31 (29~34)	31 (29~35)	29 (27~33)
	最低	-	28	27 (25~28)	26 (24~27)	25 (23~26)	25 (23~27)	24 (22~26)	24 (22~25)
		向こう一週間（明日から7日先まで）の平年値							
		降水量の7日間合計				最低気温		最高気温	
広島		平年並 4 - 31mm				25.6℃		33.3℃	

SNSを活用した効果的な防災情報発信事例

- リアルタイム性が高く利用者が多いという特徴を有するツイッターは情報が素早く広範囲に拡散することから災害関連情報の収集や発信に有効
 - より効果的な活用手法として以下の取組を実施し一定の成果を確認
- 取組①メディアとの**双方向の情報活用**による、情報の信頼性と効果的な情報拡散
- 取組②防災情報発信の**迅速化**
- 取組③出水時の情報を効果的に拡散させるため、**日常的に興味の湧く情報の発信**も継続

取組①

防災メディア連携や他機関連携タイムライン等で連携している地元アナウンサーのツイッターと**相互フォローし、危機管理情報をお互い発出**することで、情報の信頼性と効果的な情報拡散につながった。



佐波川ツイッターのフォロワー
数が約1.5倍となった！
(約400→600、R3.4→R3.8)

取組②

事務所危機管理担当者が迅速に防災情報を出せるように**官携帯からもツイッターが出来**ようになっている。



取組③

事務所ツイッターの日常ネタ(記者発表、事務所だより、工事現場との連携、自然、環境、風景、空撮などのシリーズ化)をしっかりと提供することで地道にフォロワー数を伸ばす。



台風10号接近に伴う合同会見

- 広島地方気象台と中国地方整備局が共同で警戒を呼びかける記者会見を実施。
- 資料を中国地方整備局HPに掲載。
- 合同会見の様子は、YouTubeでライブ配信を実施。終了後YouTubeに公開。

実施日時:

令和2年9月4日(金) 15:00～

実施場所: 広島合同庁舎2号館9階
河川情報管理室

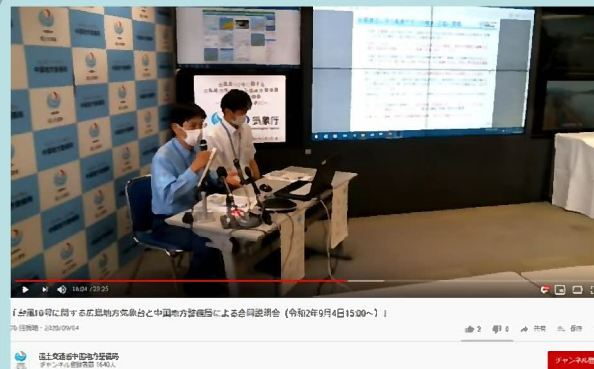
説明者:

広島地方気象台 高見広域防災管理官
中国地方整備局 大作河川調査官



記者会見の状況

出席者	
	会 社 名
テレビ局 (5社)	RCC中国放送
	TSSテレビ新広島
	広島ホームテレビ
	広島テレビ放送
NHK	NHK
	毎日新聞
	朝日新聞
	読売新聞
	中国新聞
計	9社



YouTube掲載状況



会見の報道(TSSニュース)
※民放4社で放送

R3年8月豪雨での広島地方気象台との合同記者会見状況

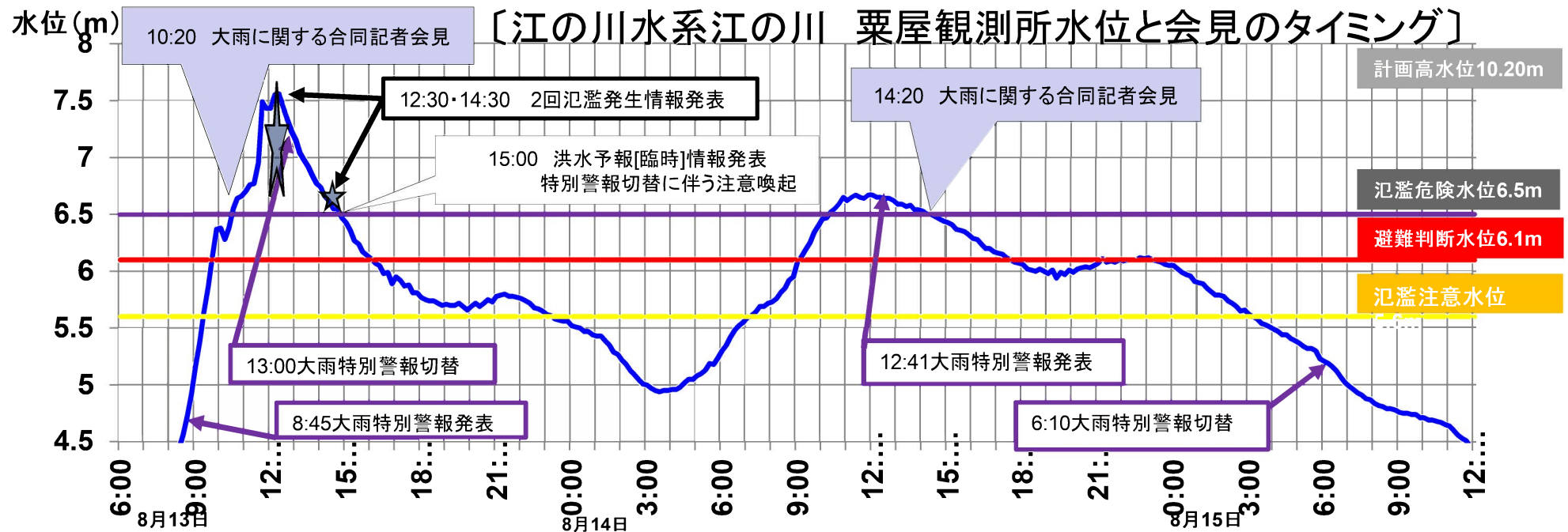
8/13 10:20からの合同記者会見



8/14 14:20からの合同記者会見



- ・広島地方気象台の大雨特別警報発表に合わせ、気象台と合同により注意喚起を実施
- ・自治体や報道関係者など36機関へ開催案内を行い、13日の会見では報道機関8者の取材とwebによる情報配信を実施



マイタイムラインの取組

取組事例

開催日時：令和3年4月5日
受講者数：約15名
概要：川跡地区の民生委員に対して、事務所職員が講師となり、マイ・タイムラインの作成指導を実施。

取組事例

開催日時：令和3年6月11日
受講者数：約50名
概要：倉吉市立河北小学校4年生に対して、事務所職員が講師となり、マイ・タイムラインの作成指導を実施。

- ・ 直轄沿川36自治体のうち
20自治体（55.6%）で実施済
- ・ 直轄沿川以外に4自治体で実施済

取組事例

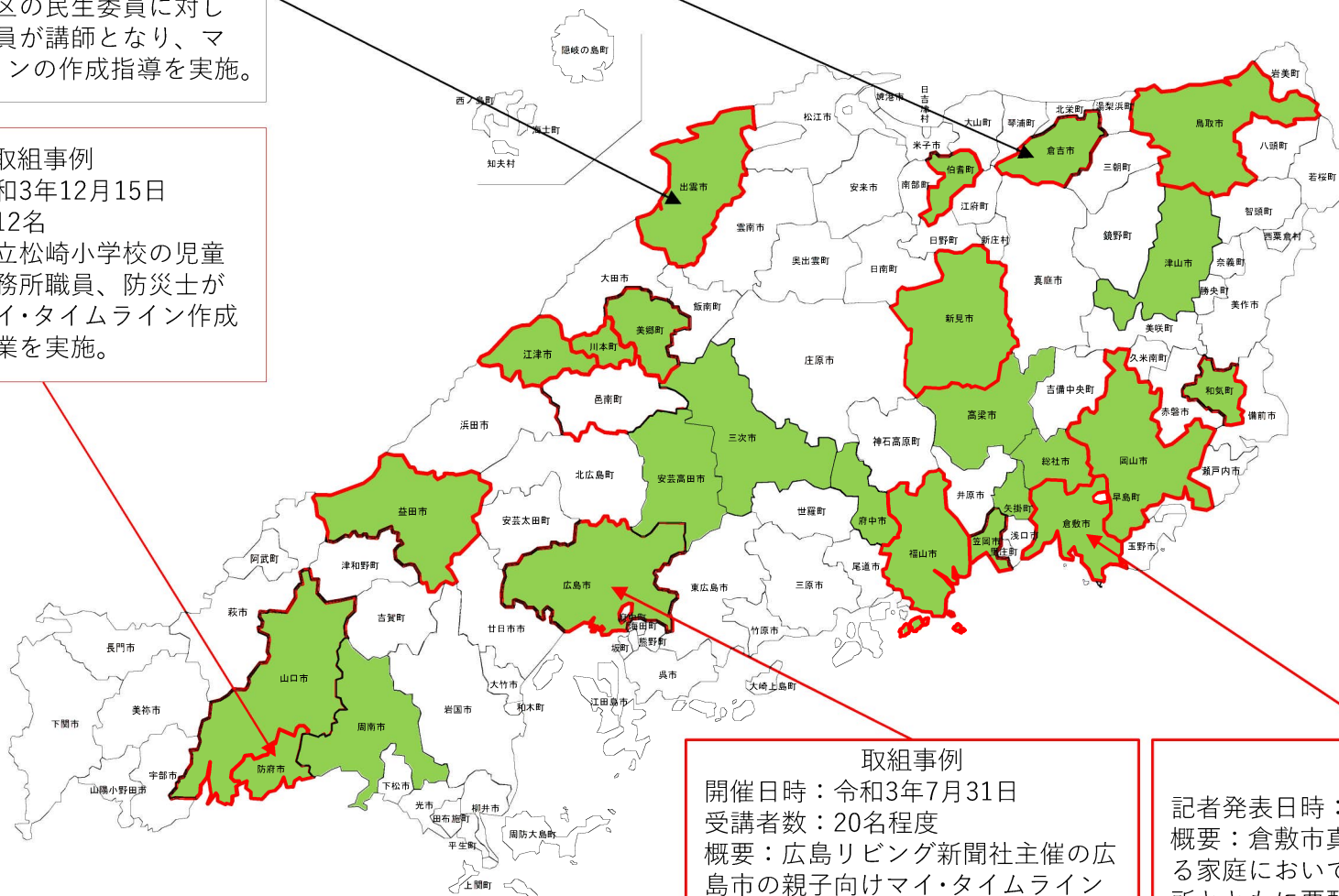
開催日時：令和3年12月15日
受講者数：約12名
概要：防府市立松崎小学校の児童に対して、事務所職員、防災士が講師となりマイ・タイムライン作成の防災教育授業を実施。

取組事例

開催日時：令和3年7月31日
受講者数：20名程度
概要：広島リビング新聞社主催の広島市の親子向けマイ・タイムライン講習会において、事務所職員が「逃げキッド」を活用して説明を実施。

取組事例

記者発表日時：令和2年10月8日
概要：倉敷市真備地区の要配慮者のいる家庭において、地域住民、福祉事業所とともに要配慮者の避難計画をたて、実際に避難訓練を実施。



マイ・タイムライン講習会を実施した市町村
マイ・タイムライン講習会を今年度実施（予定）の市町村

中国地方の取組 ～地域連携型要配慮者マイ・タイムライン～

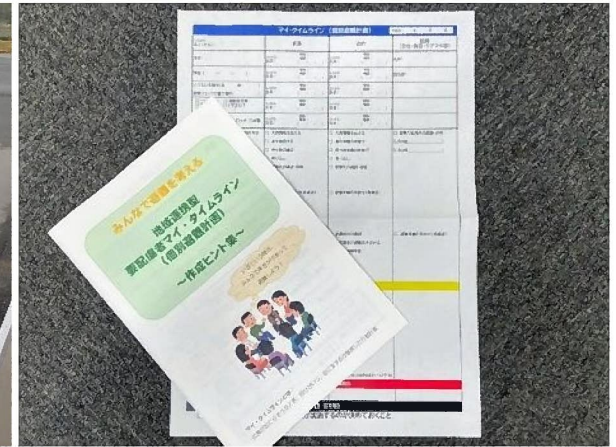
★地域を巻き込んで、要配慮者が避難できる仕組みを（岡山県倉敷市）



要配慮者マイ・タイムライン
作成中の様子



要配慮者マイ・タイムラインにもとづき
避難訓練を実施



要配慮者マイ・タイムライン
作成ヒント集

日頃から気にかけて
くださる近所みなさん
に安心と感謝！

地域の方がいざという
ときに助けてくれる
ことは心強い！

今度はためらわず
に避難したい！

日常的に声を掛け、
いざというときは、
一緒に避難をしたい！



地域の宝のような方々に、
自分が恩返しできるチャ
ンス！

マイ・タイムライン
は温かいまちづくり
に必要不可欠！

皆で自分事として
捉えて。まずはやっ
てみるのが重要！

皆で集まり、顔を合
わせながら話をする
時間がとても大切！

作成者の声



劇団OiBokkeShiによる
要配慮者マイ・タイムライン作成動画

事例のポイント：要配慮者（または家族）、隣近所の地域住民、福祉事業所が対面で話をすること

要配慮者利用施設の避難確保計画について

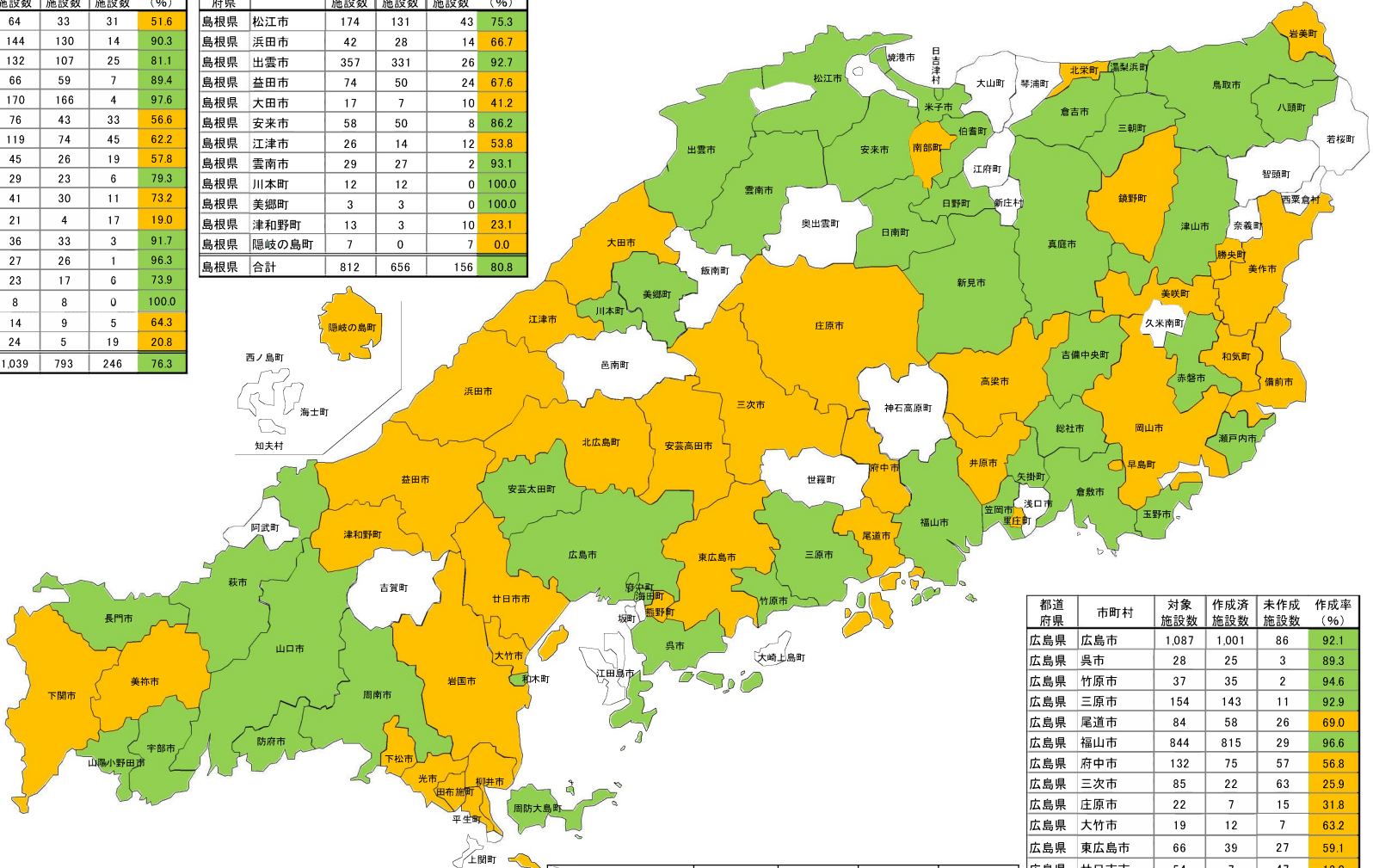
- 緊急行動計画での取組（R3年度末までに対象の全施設における避難確保計画の作成を完了）
- ✓ 作成状況、訓練の実施状況を減災対策協議会等で共有し、推進を図る。（見える化）
- ✓ 自治体支援の取り組み「講習会プロジェクト」により推進を図る。

中国地方の作成状況(R3.9末時点)

- 避難確保計画作成率は79.3%
- (全国73.7% 令和3年9月末現在)
- 県、自治体ベースでは作成率に大きな差があり、二極化が見られる。

都道府県	市町村	対象施設数	作成済施設数	未作成施設数	作成率(%)
山口県	下関市	64	33	31	51.6
山口県	宇部市	144	130	14	90.3
山口県	山口市	132	107	25	81.1
山口県	萩市	66	59	7	89.4
山口県	防府市	170	166	4	97.6
山口県	下松市	76	43	33	56.6
山口県	岩国市	119	74	45	62.2
山口県	光市	45	26	19	57.8
山口県	長門市	29	23	6	79.3
山口県	柳井市	41	30	11	73.2
山口県	美祢市	21	4	17	19.0
山口県	周南市	36	33	3	91.7
山口県	山陽小野田市	27	26	1	96.3
山口県	周防大島町	23	17	6	73.9
山口県	和木町	8	8	0	100.0
山口県	田布施町	14	9	5	64.3
山口県	平生町	24	5	19	20.8
山口県	合計	1,039	793	246	76.3

都道府県	市町村	対象施設数	作成済施設数	未作成施設数	作成率(%)
島根県	松江市	174	131	43	75.3
島根県	浜田市	42	28	14	66.7
島根県	出雲市	357	331	26	92.7
島根県	益田市	74	50	24	67.6
島根県	大田市	17	7	10	41.2
島根県	安来市	58	50	8	86.2
島根県	江津市	26	14	12	53.8
島根県	雲南市	29	27	2	93.1
島根県	川本町	12	12	0	100.0
島根県	美郷町	3	3	0	100.0
島根県	津和野町	13	3	10	23.1
島根県	隠岐の島町	7	0	7	0.0
島根県	合計	812	656	156	80.8



- 避難確保計画作成率が全国平均未満の市町村
- 避難確保計画作成率が全国平均以上の市町村
- 市町村地域防災計画へ要配慮者施設の位置づけのない市町村

	対象施設数	作成済施設数	未作成施設数	作成率(%)
全国合計	105394	77659	27735	73.7
中国地方合計	8662	6867	1795	79.3

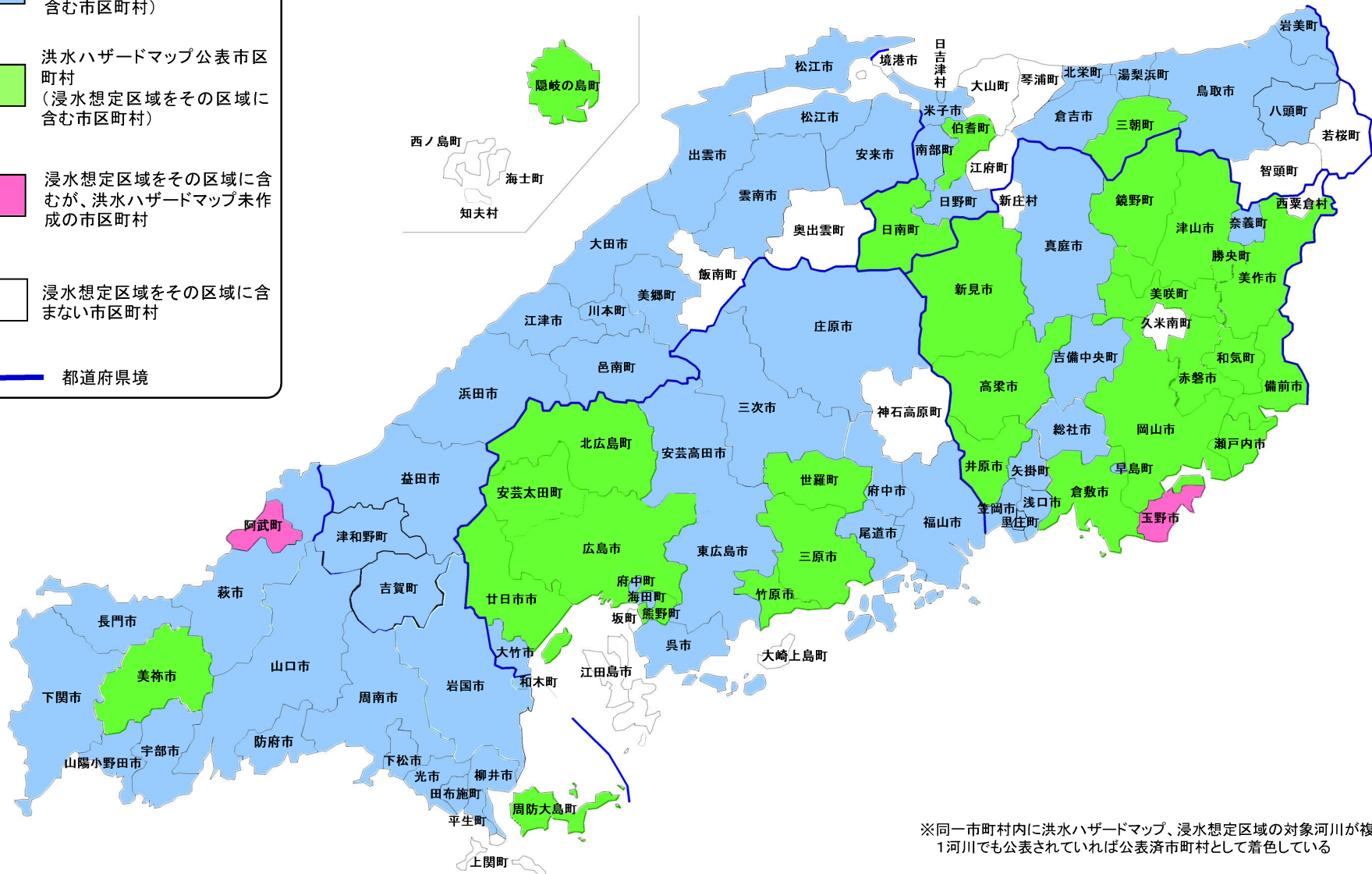
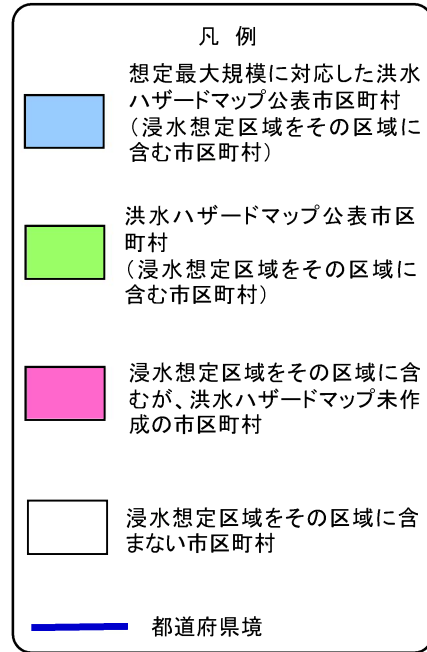
令和3年9月30日現在

都道府県	市町村	対象施設数	作成済施設数	未作成施設数	作成率(%)
広島県	広島市	1,087	1,001	86	92.1
広島県	呉市	28	25	3	89.3
広島県	竹原市	37	35	2	94.6
広島県	三原市	154	143	11	92.9
広島県	尾道市	84	58	26	69.0
広島県	福山市	844	815	29	96.6
広島県	府中市	132	75	57	56.8
広島県	三次市	85	22	63	25.9
広島県	庄原市	22	7	15	31.8
広島県	大竹市	19	12	7	63.2
広島県	東広島市	66	39	27	59.1
広島県	廿日市市	54	7	47	13.0
広島県	安芸高田市	37	21	16	56.8
広島県	海田町	27	27	0	100.0
広島県	熊野町	2	0	2	0.0
広島県	安芸太田町	19	17	2	89.5
広島県	北広島町	20	3	17	15.0
広島県	合計	2,717	2,307	410	84.9

都道府県	市町村	対象施設数	作成済施設数	未作成施設数	作成率(%)
鳥取県	鳥取市	197	196	1	99.5
鳥取県	米子市	229	191	38	83.4
鳥取県	倉吉市	156	148	8	94.9
鳥取県	境港市	2	2	0	100.0
鳥取県	岩美町	3	2	1	66.7
鳥取県	八頭町	8	8	0	100.0
鳥取県	三朝町	5	5	0	100.0
鳥取県	湯梨浜町	26	26	0	100.0
鳥取県	北栄町	34	21	13	61.8
鳥取県	日吉津村	11	11	0	100.0
鳥取県	南部町	6	3	3	50.0
鳥取県	伯耆町	8	8	0	100.0
鳥取県	日南町	8	8	0	100.0
鳥取県	日野町	5	5	0	100.0
鳥取県	合計	698	634	64	90.8

都道府県	市町村	対象施設数	作成済施設数	未作成施設数	作成率(%)
岡山県	岡山市	2,025	1,361	664	67.2
岡山県	倉敷市	729	690	39	94.7
岡山県	津山市	84	75	9	89.3
岡山県	玉野市	2	2	0	100.0
岡山県	笠岡市	5	5	0	100.0
岡山県	井原市	58	28	30	48.3
岡山県	総社市	122	100	22	82.0
岡山県	高梁市	34	4	30	11.8
岡山県	新見市	15	12	3	80.0
岡山県	備前市	2	0	2	0.0
岡山県	瀬戸内市	65	48	17	73.8
岡山県	赤磐市	23	20	3	87.0
岡山県	真庭市	21	21	0	100.0
岡山県	美作市	37	4	33	10.8
岡山県	和気町	33	11	22	33.3
岡山県	早島町	8	2	6	25.0
岡山県	里庄町	2	0	2	0.0
岡山県	矢掛町	7	7	0	100.0
岡山県	鏡野町	24	14	10	58.3
岡山県	勝央町	7	4	3	57.1
岡山県	美咲町	8	4	4	50.0
岡山県	吉備中央町	1	1	0	100.0
岡山県	合計	3,312	2,413	899	72.9

中国地方整備局管内の洪水ハザードマップ公表状況(令和3年7月末)



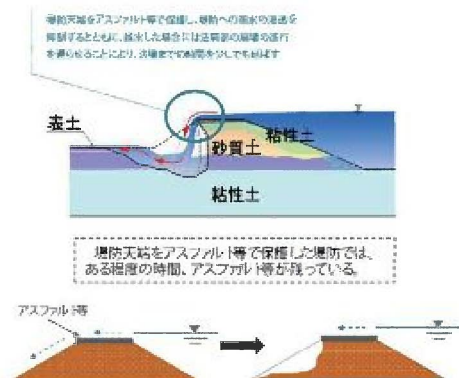
※同一市町村内に洪水ハザードマップ、浸水想定区域の対象河川が複数ある場合、1河川でも公表されていれば公表済市町村として着色している

※白抜きの市町村については、今後の検討により浸水想定区域に含まれる場合がある。

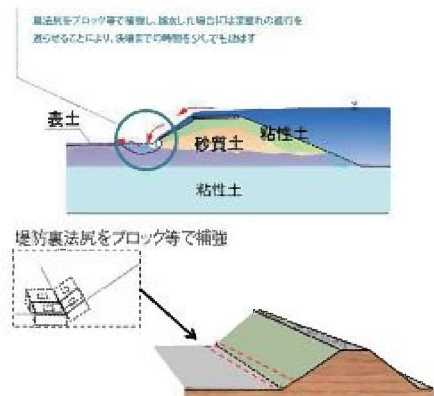
危機管理型ハード対策の実施箇所で越流が生じた事例(都幾川)

- 氾濫リスクが高いにも関わらず、当面の間、上下流バランス等の観点から堤防整備に至らない区間などについて、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する「危機管理型ハード対策」を進めているところ。
- 荒川水系都幾^{ときがわ}川では、今般の台風第19号により危機管理型ハード対策を実施した箇所でも越流(越流時の水深は約25cm)が発生したものの、堤防の決壊に至らなかった。

◆対策内容(堤防天端の保護)



◆対策内容(堤防裏法尻の補強)



都幾川

危機管理型ハード対策無し



都幾川0.4k右岸 決壊箇所

危機管理型ハード対策有り

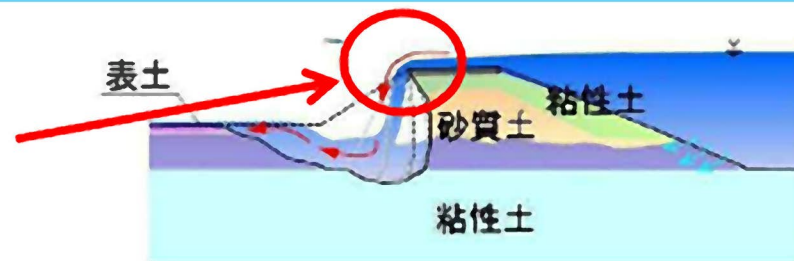


都幾川6.2k左岸付近 越流水深約25cm

- ・詳細な効果の把握に、内水湛水の有無、越水時間等の状況を整理し、評価することが必要となる。
- ・なお、決壊した堤防、決壊を回避した堤防の各種諸元等(材質、計上、越水状況)は同一ではない。

■天端の保護

堤防天端をアスファルト等で保護し、堤防への雨水の浸透を抑制するとともに、越水した場合には法肩部の崩壊の進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす



計画: 2.60km(完) (H31.3.31現在)

計画: 1.23km(完) (H31.3.31現在)

計画: 0.69km(完) (H31.3.31現在)

水系	年度	実施状況
吉井川水系	H28年度まで	2.60km (累計100%)

見直しにより対策不要となった区間を含む

水系	年度	実施状況
旭川水系	H28年度まで	1.23km (累計100%)

見直しにより対策不要となった区間を含む

水系	年度	実施状況
高梁川水系	H28年度まで	0.69km (累計100%)

見直しにより対策不要となった区間を含む



吉井川水系



高梁川水系

②避難時間を確保する効果的な水防対策の取組

R1取組 R2継続

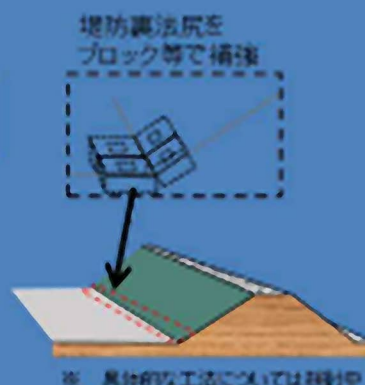
■河川管理施設を最大限活用するハード・ソフト対策の促進

・決壊までの時間を少しでも引き延ばすような堤防構造を工夫する対策(堤防強化対策の実施)

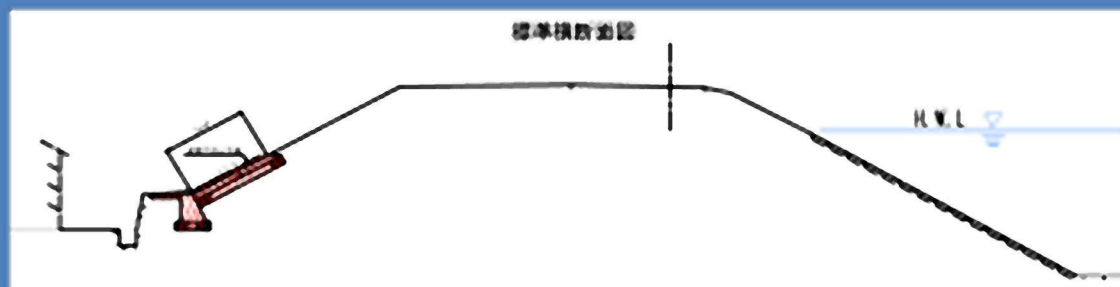
- ・暫定堤防背後地に多数の民家が張り付いているため、用地の制約などからすぐに完成堤防にすることが困難。
- ・2018年の緊急点検を踏まえ、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、洪水が堤防を越水した場合の深掘れの進行を遅らせ、堤防決壊までの時間を少しでも延ばすことを目的に、堤防裏の法尻補強を実施。

堤防裏法尻の補強

越水した場合には深掘れの進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす



西城川 左岸 寺戸地区
施工状況



佐波川総合水防演習 みず ~洪水から守ろう みんなの地域~

水防技術の向上・継承に努めるとともに、平成30年7月豪雨の教訓を踏まえ、関係機関及び地域住民の参加のもと、行政・住民・企業等の各主体が水害リスクに関する知識と心構えを共有し、水害による被害の軽減を図ることを目的として、水防工法訓練・情報伝達訓練・救出救助訓練等を中心としたタイムライン※に沿った実践的な演習を実施しました。

- 開催日時 令和元年 5月25日(土) 9:00~12:15
- 実施場所 佐波川左岸河川敷(山口県防府市古祖原(こそばら)地先)
- 実施した演習 水防工法訓練、水防工法体験、出水時情報提供訓練、避難誘導訓練、孤立者救助訓練 他
- 参加機関 46機関
- 参加者 石井国土交通大臣、村岡山口県知事、池田防府市長、渡辺山口市長、藤井周南市長、江島参議院議員、北村参議院議員をはじめとする約1,200人(来賓及び一般見学者含む)

※タイムラインとは、災害に備えて、予め市町村や防災関係機関等がとるべき対応を時間軸に沿って定めた防災行動計画

開会式



石井国土交通大臣
による挨拶



村岡山口県知事
による挨拶



江島参議院議員
激励



北村参議院議員
激励

閉会式



岩崎河川部長講評



水谷局長
お礼の言葉



演習指揮者を務めた
防府市消防副団長への
水防功労者表彰



池田防府市長
開催地代表挨拶

関係機関との連携による総合的な訓練



ホットラインによる情報提供
(山口河川国道事務所長・山口市長・防府市長・周南市長)



NHKと連携した国交省職員
による河川状況の解説



TEC-FORCEによる
緊急排水活動訓練



広報車による多言語
災害情報支援



住民避難(開出住人)
・避難誘導訓練

水防工法訓練



月の輪工法



釜段工法



改良積土のう工法



シート張り工



水防工法体験



流木撤去訓練



救出訓練

先進的な取組事例の URL 集

○円滑かつ迅速な避難のための取組

□情報伝達、避難計画等に関する事項

1. 洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）

令和 3 年 8 月の大雨時の出水概況

<https://www.cgr.mlit.go.jp/kisha/202110/211001-3top.pdf>

2. 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（タイムライン）

避難情報の変更

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/

6. 土砂災害警戒情報を補足する情報の提供

土砂災害警戒情報の説明資料

<https://www.mlit.go.jp/common/001023998.pdf>

8. 隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等

大規模・広域避難に関連する制度の紹介

<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/kozuiworking/pdf/dai6kai/sankosiryo.pdf>

広域避難の事例

<https://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/414424.html>

<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/642311/>

<https://www.nikkenren.com/doboku/capitalsociety/pdf/document-03.pdf> (P.22)

□平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- 1 0. 浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等

中小河川における浸水想定区域図作成のお願い

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001350279.pdf>

- 1 2. 浸水実績等の周知

まるごとまちごとハザードマップの事例紹介

<https://www.city.kurayoshi.lg.jp/gyousei/div/soumu/bousai/n133/>

<http://www.city.misato.lg.jp/10604.htm>

- 1 3. 防災教育の促進

防災教育の事例紹介

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/pdf/torikumi.pdf>

<https://www.cgr.mlit.go.jp/okakawa/kouhou/kyougikai/gensai/nakasubousai.pdf>

1 4. 避難訓練への地域住民の参加促進

ドローンの活用事例

<https://www.town.wake.lg.jp/gyosei/chosei/drone/>

水災害からの避難訓練ガイドブックの紹介

<https://www.mlit.go.jp/common/001238804.pdf>

1 5. 共助の仕組みの強化

共助の事例集

<https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000076606.html>

https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/files/2021072000154/file_20217202145525_1.pdf

□円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

1 7. 避難路、避難場所の安全対策の強化

災害時の「緊急避難路」整備について

<http://www.skr.mlit.go.jp/yongi/menu/summary/25-1gihou/img/04.pdf>

1 8. 応急的な退避場所の確保

一時避難場所の活用事例

http://www.isad.or.jp/wp/wp-content/uploads/2019/02/no134_7p.pdf

<http://www.nhk.or.jp/kyoto-blog/bousai/307319.html>

1 9. 河川防災ステーションの整備

河川防災ステーションの紹介

<https://www.mlit.go.jp/common/000992693.pdf>

○被害軽減のための取組

□水防体制に関する事項

2 0. 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認

水防資機材の整理整頓事例

<http://www.city.tendo.yamagata.jp/municipal/shisaku/h27kaizen09.pdf>

2 1. 水防に関する広報の充実（水防団確保に関する取組）

本省 YouTube の紹介

<https://www.youtube.com/user/mlitchannel>

<https://youtu.be/x8AGouEk9lo>

2 2. 水防訓練の充実

水防演習

<https://www.cgr.mlit.go.jp/oitagawa/info/Ensyu/index16.htm>

2 3. 水防関係者間での連携、協力に関する検討

流域治水シンポジウムの紹介

<https://www.youtube.com/watch?v=JZEhl1Nk4BE>

浸水被害軽減地区の紹介

<https://www.mlit.go.jp/common/001189361.pdf>

○その他の参考となる資料

2 4. 大規模氾濫減災協議会の設置

行政評価局の調査結果

https://www.soumu.go.jp/main_content/000775689.pdf (要旨)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000775688.pdf (結果報告書)

2 5. 被災経験の伝承

平成30年7月豪雨 被災体験から学ぶ～後世へのメッセージ～

https://www.youtube.com/channel/UCvFUoZqinKl7_yz1ETxREeA

国が行う洪水予報の運用変更（氾濫危険情報の発表前倒し）について

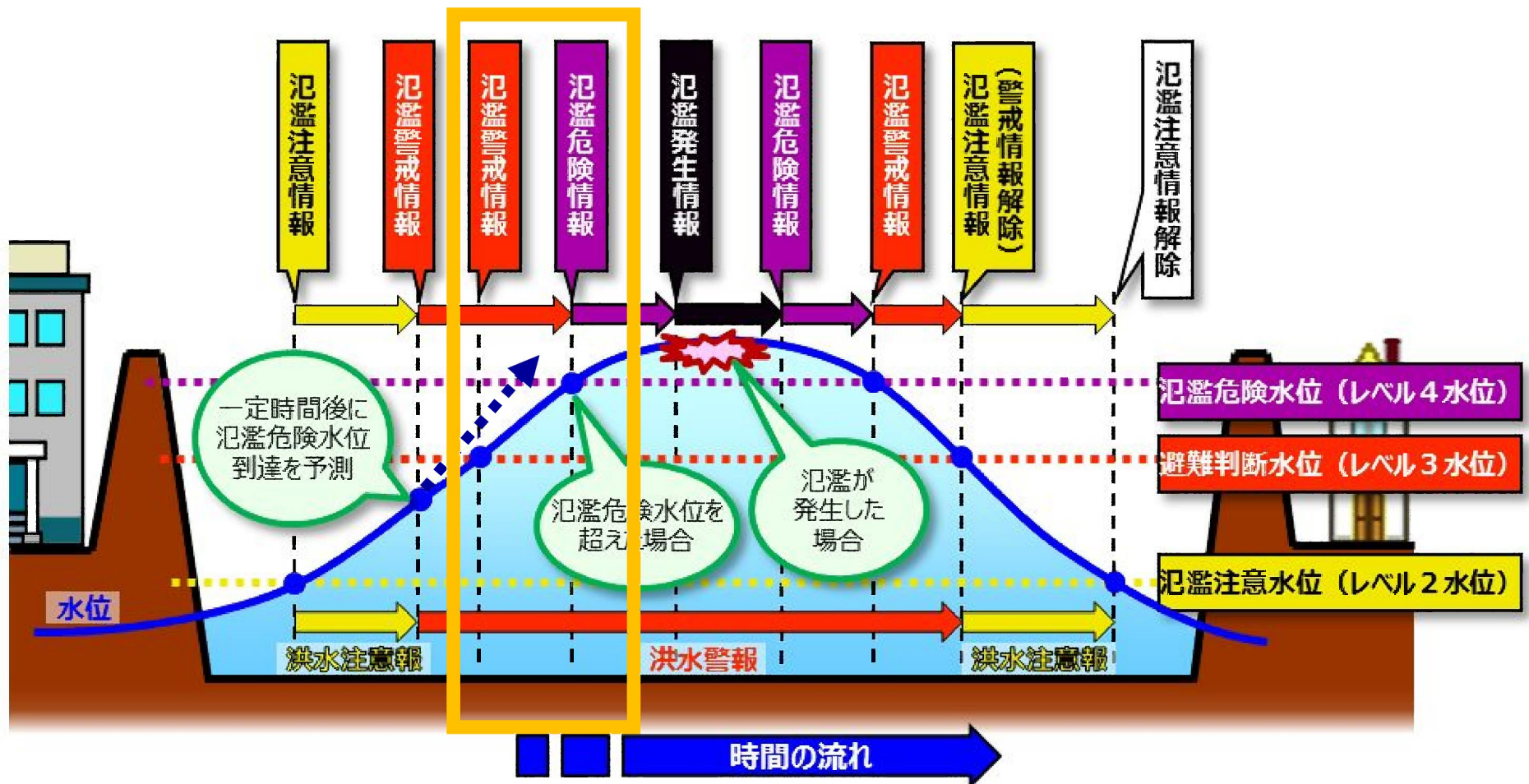
洪水予報の種類等と発表基準

種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」 又は 「氾濫発生情報（氾濫水の予報）」	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報（発表）」 又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

国が行う洪水予報の運用変更（氾濫危険情報の発表前倒し）について

現在

実況水位が氾濫危険水位に到達した場合に、
氾濫危険情報（警戒レベル4相当；避難指示の目安）を発表



国が行う洪水予報の運用変更（氾濫危険情報の発表前倒し）について

改善後

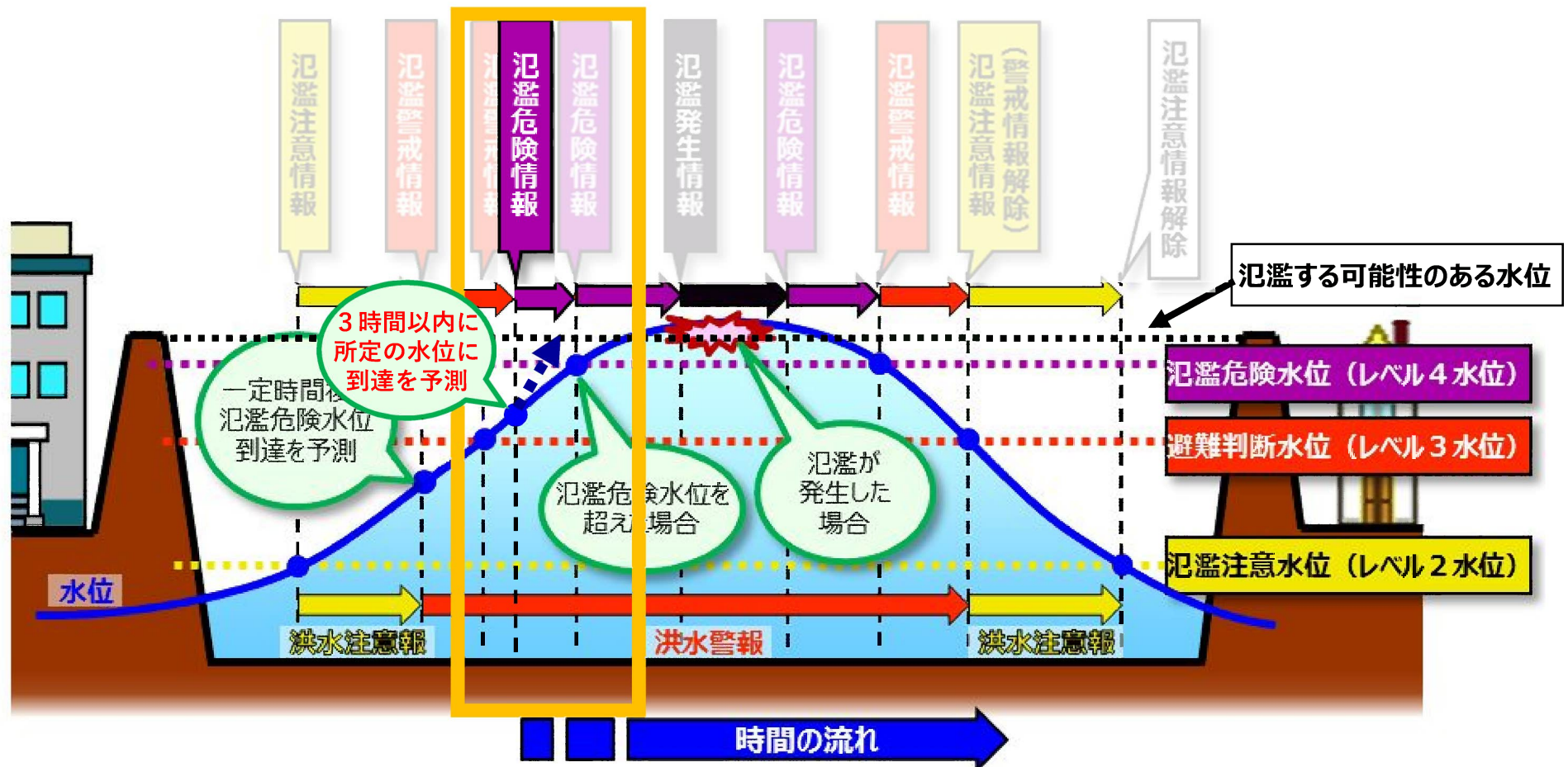
従来の運用に加えて

3時間先までの予測水位が、氾濫する可能性のある水位に到達した場合に、

氾濫危険情報（警戒レベル4相当；避難指示の目安）を発表

これにより、氾濫危険水位の設定時に考慮した条件を上回る急激な水位上昇に対応し、

これまでの運用より早い段階から警戒を呼びかけることが可能になる。



国が行う洪水予報の運用変更（氾濫危険情報の発表前倒し）について

予測に基づく氾濫危険情報は、新しい見出し及び主文で発表されます。

見出し

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】〇〇川では、急激な水位の上昇により、氾濫のおそれあり

主文

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、急激な水位の上昇により、今後、氾濫危険水位を超過する見込みです。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

正規

ろっかくがわ
六角川氾濫危険情報

六角川洪水予報第11号
洪水警報
令和3年08月14日17時40分

たけおかせんじしよ きがやほうしやうだい
武雄河川事務所 佐賀地方気象台 共同発表

(見出し)

ろっかくがわ
【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】六角川では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

(主文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。六角川の潮見橋水位観測所（武雄市）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。六角川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、武雄市、嬭野市、杵島郡大町町、杵島郡江北町、杵島郡白石町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

多いところで1時間に60ミリの雨が降っています。
この雨は今後次第に弱まるでしょう。

13日17時30分～14日17時30分	14日17時30分～14日20時30分
---------------------	---------------------

```
<Headline>  
<Text>【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】六角川では、……</Text>  
<Information type="指定河川洪水予報（予報区域）">  
<Item>  
<Kind>  
<Name>氾濫危険情報</Name>  
<Code>41</Code>  
<Condition>洪水警報</Condition>  
</Kind>  
.  
.  
.
```

```
<Body>  
<Warning type="指定河川洪水予報">  
<Item>  
<Kind>  
<Property>  
<Type>主文</Type>  
<Text>  
【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。……  
</Text>  
</Property>
```

国が行う洪水予報の運用変更（氾濫危険情報の発表前倒し）について

予報文の水位グラフの基準水位も変更になります。

水位グラフの基準水位

予報文の予測水位のグラフに当たる基準値は、国管理河川については「氾濫の可能性のある水位」を採用。
（※都道府県河川ではこれまで通り「計画高水位」を採用）
また、合わせて水位グラフ下の説明文を変更します。

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				

この水位の基準値を
国管理河川において、
「氾濫の可能性のある
水位」に変更。

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

グラフ下の説明文を変更

(参考)

氾濫開始相当水位について（詳細はガイドラインP58参照）

- ガイドラインでは、ある河川の一連の区域で最も越水・溢水の可能性が高いと考えられる箇所において堤防天端高（又は背後地盤高）など氾濫が開始する各箇所の水位を、その箇所を受け持つ水位観測所において換算した水位を「氾濫開始相当水位」と呼称することとする。
- 令和3年の災対法改正以前の「警戒レベル5災害発生情報」は、氾濫発生を確認してからのみ市町村長が発令することができる情報であったが、「警戒レベル5緊急安全確保」の発令基準の設定例は、以下のようにしている。
 - （実況の）水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である〇〇mに到達したとき
（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）
- こうすることにより、
 - ①一連の区間で最も越水・溢水の可能性が高いと考えられる箇所において、越水・溢水を確認できておらずとも、計算上、氾濫開始相当水位が堤防天端高に到達した時点で「警戒レベル5緊急安全確保」を発令することができるようになる。
 - ②平時に明確な発令基準を設定することができる。

